

議案第三十四号

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

（宇部市漁港管理条例の一部改正）

第一条 宇部市漁港管理条例（昭和六十年条例第十四号）の一部を次のように改める。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

別表第二中「第十三条の二関係」を「第十二条関係」に改める。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成十六年条例第十三号）の一部を次のように改める。

第二条第四項第二十二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の一部改正等に伴い、所要の

整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市漁港管理条例 (昭和六十年条例第十四号)

旧

新

(趣旨)

第一条 この条例は、漁港漁場整備法

(昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、市が管理する宇部岬漁港、床波漁港及び丸尾漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第十二条 市長は、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取又は 占用の許可を受けた者

(趣旨)

第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、市が管理する宇部岬漁港、床波漁港及び丸尾漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第十二条 市長は、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「土砂採取者等」という。)から、法第三十九条の五第一項の規定により、別表第二に定める土砂採取料又は占用料(消費税の課税対象となるものについては、同表の規定により算出して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。

別表第二 (第十三条の二関係)

名称	区分	単位	金額

別表第二 (第十二条関係)

名称	区分	単位	金額

風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成十六年条例第十三号）

旧

（行為の制限）

第二条

4

二十二 漁港漁場整備法

（昭和二十五年法律第三百三十七号）第
三条第一号に掲げる漁港施設若しくは同
条第二号イ若しくはロに掲げる漁港施設
に関する工事の施行又は漁港施設の管理
に係る行為

新

（行為の制限）

第二条

4

二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法

律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第
三条第一号に掲げる漁港施設若しくは同
条第二号イ若しくはロに掲げる漁港施設
に関する工事の施行又は漁港施設の管理
に係る行為

議案第 44 号

宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市楠こもれびの郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市楠こもれびの郷	宇部市大字西万倉字沖田 1 6 6 2 番地 1

2 指定管理者の候補者

宇部市大字東万倉字二ノ沖田 9 1 7 番地

楠むらづくり株式会社

代表取締役 平 本 正 亨

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 44 号 宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称

- (1) 名 称 宇部市楠こもれびの郷
- (2) 位 置 宇部市大字西万倉字沖田 1 6 6 2 番地 1

2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 楠むらづくり株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 平本正亨
- (3) 主たる事務所の所在地 宇部市大字東万倉字ニノ沖田 917 番地

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）

4 選定理由

宇部市楠こもれびの郷の指定管理者の候補者の選定に当たり 3 団体からの応募があり、令和 6 年 1 月 1 7 日に開催した宇部市楠こもれびの郷指定管理者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し選考しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当候補者は、審査基準・審査項目に基づく得点が最も高く、基準点(300 点)を満たしている。

温泉施設と農産物直売所、農家レストラン、農業研修交流施設の 4 つの施設で構成される「楠こもれびの郷」には、楠地域の農林業振興と地域活性化、都市と農村の交流促進、地域農業の担い手育成などが期待されているが、これら施設の設置目的を十分に理解し、施設を安定して運営・活用できる団体であると評価された。

特に、農業体験や就農希望者に対する営農指導等の実績と万農塾に隣接する農業体験・研修用農地や農業用ハウスも有しており、新規就農者の確保・育成により、地域農業の発展への寄与が期待できるとも評価された。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 評価結果（委員 5 人の合計 500 点満点）

評価基準	配点	楠むらづくり株式会社	応募団体 A	応募団体 B
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること	50	43	37	28
II 施設の効用を最大限に発揮させるものであること	150	112	116	78
III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	100	72	72	48
IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	150	106	100	78
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	50	41	39	29
合計点数	500	374	364	261

レジオネラ菌検出による楠こもれびの郷の一部営業停止について

2月20日（火曜日）、楠こもれびの郷の温浴施設「くすくすの湯」の利用を停止しました。
源泉と全7浴槽の水質検査の結果、1浴槽から基準値(10個未満/100ml)を超える10個/100mlのレジオネラ属菌が検出されたためです。

源泉とその他の6浴槽からは未検出（0個/100ml）でした。

今後は全浴槽の清掃と消毒を行い、改めて水質検査を実施し安全が確認されるまでの間、休館いたします。

再開については、改めてお知らせします。

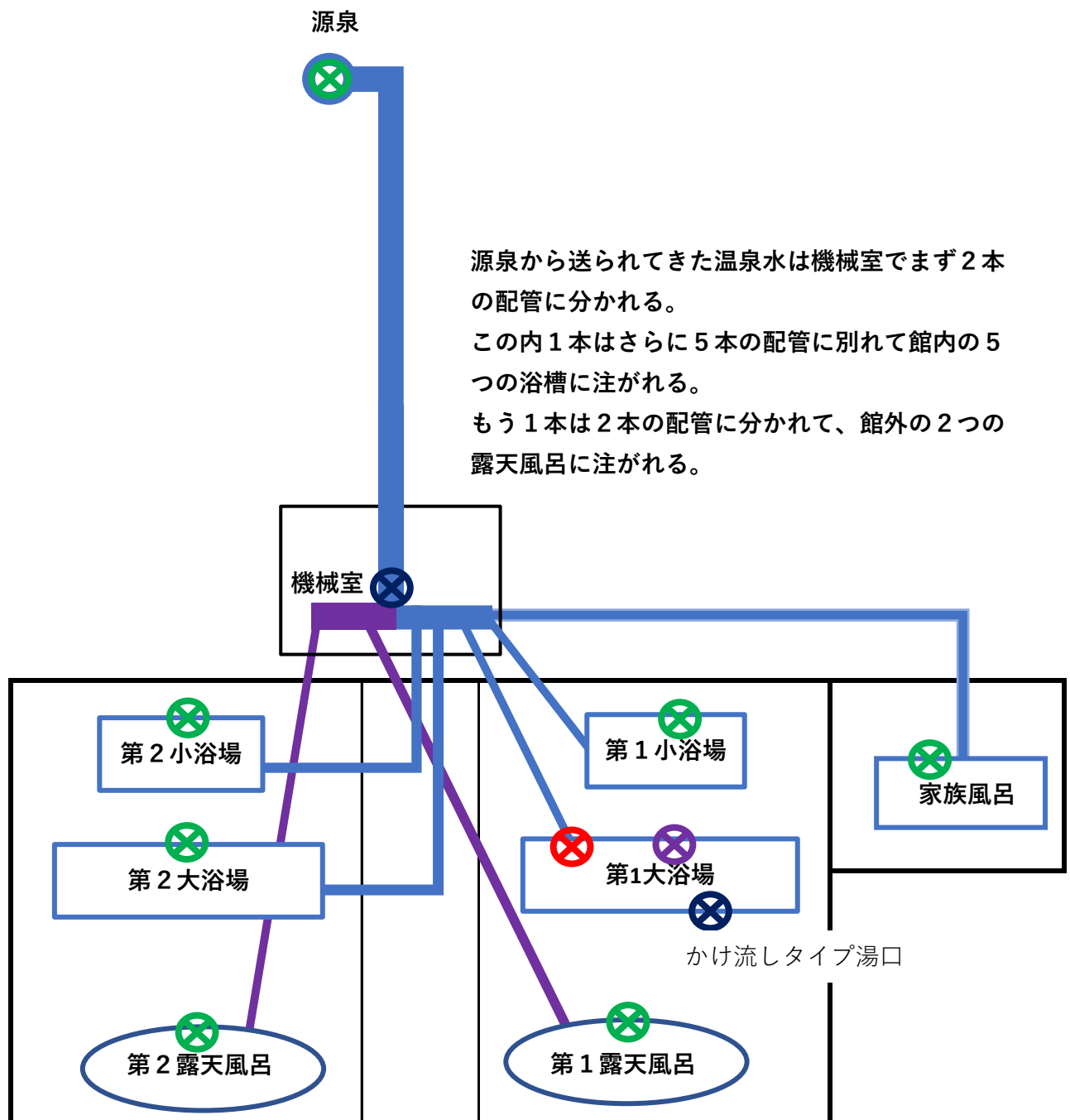
なお、くすくすの湯以外の農産物直売所四季彩市、レストランつつじについては、通常通り営業を行います。

経緯

日 付	内 容
2月8日（木曜日）	源泉と全7浴槽について水質検査を実施
2月20日（火曜日）	水質検査の結果、基準値（10個未満/100ml）を超えるレジオネラ属菌が検出されたことが判明 ただちに「くすくすの湯」の利用停止

採点表 応募団体1（ ）							
	審査基準	審査項目	内 容	評価レベル	配点		
Ⅰ	住民の平等な利用を確保することができるものであること。	施設の基本的な運営方針	事業の基本方針は、施設の設置目的や本市の政策目的を踏まえたものになっているか。	5・4・3・2・1・0	5	10	
			事業の基本方針は、市が示した管理の方針と合致しているか。				
			公の施設の管理・運営に相応しい理念を持っているか。				
		平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業内容に偏り等がなく、利用者の平等性が確保されているか。	5・4・3・2・1・0	5		
			特定の者に対して不当に利益を制限または優遇するものになっていないか。				
Ⅱ	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	利用者の増加を図るため具体的手法及び期待される効果	利用拡大のための具体的かつ適切な提案がなされているか。	5・4・3・2・1・0	10	30	
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。				
		利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための具体的な提案がなされているか。	5・4・3・2・1・0	10		
			提案の内容は募集要項及び仕様書に示した内容と整合性が図られているか。				
			利用者の意見やニーズを取り入れる仕組みが提案されているか。				
		施設の維持管理の内容及び実現可能性	市が求める内容が事業計画書で提案されているか。	5・4・3・2・1・0	10		
			効率的な運営管理の方策が提案されているか。				
			施設の安全管理や災害・事故に対する危機管理が適切に行われる体制となっているか。				
		Ⅲ	施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	事業計画実行のために必要な経費がすべて計上されているか。		5・4・3・2・1・0
管理経費の削減がサービスの低下につながらない適切なものとなっているか。							
Ⅳ	施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	収支計画の内容及び実現可能性	収支計画は実現可能性のある適切なものとなっているか。	5・4・3・2・1・0	5	30	
			収支計画と事業計画の整合性は図られているか。				
		安定した運営が可能となる人的能力	人数や配置、専門職種等、運営に必要な職員体制が確保されているか。	5・4・3・2・1・0	10		
			職員の採用、確保の方策は適切か。				
			職員の指導育成、研修体制は十分か。				
		安定した運営が可能となる物的能力	団体等の財務状況は健全か。	5・4・3・2・1・0	10		
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か。				
			必要な機材等は確保されているか。				
			個人情報保護の措置は適切か。				
		類似施設の運営実績	類似施設を良好に管理又は運営した実績はあるか。	5・4・3・2・1・0	5		
Ⅴ	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応は適切か。	5・4・3・2・1・0	5	10	
		環境への配慮	環境へ配慮した提案がされているか。				
		地域の活性化への取り組み	地産地消等の農林業振興に努めようとしているか。	5・4・3・2・1・0	5		
			地元での雇用や物品調達など地域の活性化に努めようとしているか。				
合計点数					100		

くすくすの湯配管図



2/8、2/22 水質検査で未検出



2/8 水質検査で検出（10個/100ml）、2/22 水質検査で未検出



2/22 水質検査で未検出



2/22 水質検査で検出（14個/100ml）

地域指定年度	昭 和 46 年度
計画策定年度	昭 和 47 年度
計画見直し年度	昭 和 54 年度
	昭 和 61 年度
	昭 和 62 年度
	平 成 4 年度
	平 成 10 年度
	平 成 16 年度
	平 成 20 年度
	令 和 5 年度

宇部農業振興地域整備計画書（案）

令和6年3月

山口県宇部市

目 次

頁

第1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	6
2 農用地利用計画.....	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	10
土地基盤整備開発計画図 別添.....	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4 他事業との関連.....	10
第3 農用地等の保全計画.....	11
1 農用地等の保全の方向.....	11
2 農用地等保全整備計画.....	11
農用地等保全整備計画図 別添.....	11
3 農用地等の保全のための活動.....	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	14
(1) 認定農業者等の育成対策.....	14
(2) 農用地の流動化対策.....	14
(3) 農作業の受委託の促進対策.....	14
(4) 農作業の共同化対策.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第5 農業近代化施設の整備計画.....	15
1 農業近代化施設の整備の方向.....	15
(1) 作目別の整備の方向.....	15
(2) 地区別の整備の方向.....	16
2 農業近代化施設整備計画.....	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	18
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	18
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	18
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	18
(1) 新規就農者の確保・育成.....	18
(2) 女性農業者の育成.....	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	19
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	19
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	19
3 農業従事者就業促進施設.....	19
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
第8 生活環境施設の整備計画.....	20
1 生活環境施設の整備の目標.....	20
(1) 安全性.....	20
(2) 保健性.....	20
(4) 快適性.....	20
(5) 文化性.....	20
2 生活環境施設整備計画.....	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	21
別記 農用地利用計画.....	23
(1) 農用地区域.....	23
(2) 用途区分.....	24
第9 付図.....	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 土地基盤整備開発計画図（付図2号）	
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	
別記 農用地利用計画.....	
(1) 農用地区域.....	
(2) 用途区分.....	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置（範囲）

本地域は、山口県瀬戸内海沿岸地帯の西側東経131° 14' 48" 北緯33° 57' 06"（市役所地点）に位置し、東部は山口市、北部は美祢市、西部は山陽小野田市に接し、南は周防灘に面し、はるか九州を望んでいる。総面積は287.7㎢で東西約17km、南北約27kmとなっている。

なお、都市計画用途地域を除いた農業振興地域面積は18,797haである。

② 自然条件

全般的には年間を通じて温暖で雨が少なく、典型的な瀬戸内海気候を示している。平成29年から令和3年の5年間の平均気温は16.7℃で、平均降水量は約1,440mmである。

地形について、北部は中国山脈の丘陵性山地をなし、中部から南部は緩やかな丘陵地となっており、南部はすべて周防灘に面し、海岸線の延長は26kmに及んでいる。北部に標高395mの平原岳、中央部に標高250mの霜降山が起伏し、旧秋芳町と旧楠町に源を発する厚東川の本流、支流が地域の西部を2分して南下し、農用地は沿岸の丘陵台地と厚東川域等の河川流域に拓けている。

③ 土地利用の現況

本地域の農用地は、厚東川、大田川、有帆川流域等の水田地帯と、東南地域の台地に拓けた畑作地帯に分けられる。ほ場整備の状況については、小野地区(301.8ha)、二俣瀬地区(99.5ha)、厚東地区(112.4ha)、東岐波地区(2.6ha)、吉部地区(157.3ha)、万倉地区(41.2ha)、船木地区(5.3ha)の計720.1haで事業が完了しており、現在、万倉西奥地区(25.1ha)の1地区が区画整備事業を実施中である。

その他の地域については、区画面積が小さく不整備であることが生産性向上の阻害要因となっているので、整備可能な地区については今後、ほ場整備を推進していく。畑地の大部分は、土性が強粘土で水源に乏しく生産性は低い。

本農業振興地域の65%を占める山林は、木材の生産とともに、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、保健レクリエーションの場としての公益的機能を持った重要な役割を果たしている。一部、樹園地造成事業や草地造成事業により開発されているが、今後は、計画的な伐採、造林を推進し、林地の保全管理を図ることとする。

④ 地域人口の動向

国勢調査によると、本市の人口は、平成22年には173,772人であったが、令和2年には162,570人と減少している。また、本市全体の世帯数については、核家族化の進行により年々増加傾向にあったが、直近の5年では人口減少などの要因により減少に転じている。農家世帯については、平成22年の2,276世帯から令和2年の1,376世帯と大きく減少している。

本市全体の産業別就業人口は、令和2年では、78,964人となっており、平成22年と同程度で推移している。産業分野の内訳は、第1次産業就業者が2.0%、第2次産業就業者が27.7%、第3次産業就業者が70.3%となっており、年々第1次産業就業者の割合が減少し、代わって第3次産業就業者の割合が増加する傾向となっている。

農業就業人口については、所得格差の拡大による転業、他産業の労働力の需要に呼応して流出が著しく、高齢化現象を呈し、平成22年の1,518人から令和2年の1,205人と第2次産業及び第3次産業への移行が顕著である。

⑤ 土地利用の構想

本市における土地利用については、都市計画マスタープランの基本方針に基づき、都市的土地利用を図る区域については、用途地域などを指定し、適正な土地利用を促進している。また、用途地域外では、農振法による農用地区域、森林法による保安林区域などの指定により自然環境の保全を図ることとしている。

今後、農業振興地域内における北部中間地帯を中心とする優良農地については農業生産基盤の整備及び農業の近代化を図る事業を積極的に導入し、収益性の高い農業の育成を図るものとする。また、農地中間管理事業、機構集積協力金交付事業等の啓蒙普及を図り、農地の流動化とその集団的な土地利用の調整を図り、優良農地を確保していくこととする。

単位：ha、%

区分	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和4年)	2,189	11.7	17	0.1	12,974	69.0	3,617	19.2	18,797	100
目標 (令和14年)	2,189	11.7	17	0.1	12,974	69.0	3,617	19.2	18,797	100
増減	0		0		0		0		0	

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

2 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。

3 上記表の数値については、登記地積から算出。

4 上記表の「農用地」とは、本地域内にある現況農用地とする。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農用地区域の設定については農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号、第2号及び第5号に該当する土地を農用地区域として設定することとし、農業振興地域内にある現況農用地 2,363ha のうち、各細目 a～c に該当する面積約 1,772ha（農地 1,734ha、採草放牧地 38ha）、について農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地 約 1,339ha

(※区域 A～J については23ページを参照)

区 域	地 区 名	田	畑	計
A	小 野	332.8ha	130.4ha	463.2ha
B	二 俣 瀬	107.4	10.5	117.9
C	厚 東	182.6	9.2	191.8
D	東 岐 波	22.6	0.1	22.7
E	西 岐 波	12.5	0.1	12.6
F	旧 市	0.0	0.0	0.0
G	厚 南	0.0	0.0	0.0
H	吉 部	211.1	31.5	242.6
I	万 倉	193.7	15.4	209.1
J	船 木	74.8	4.7	79.5
計		1,137.5	201.9	1,339.4

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地 約 720ha

区 域	地 区 名	田	畑	計
A	小 野	232.2ha	18.0ha	250.2ha
B	二 俣 瀬	96.3	2.9	99.2
C	厚 東	108.3	4.1	112.4
D	東 岐 波	2.7	0.0	2.7
E	西 岐 波	0.0	0.0	0.0
F	旧 市	0.0	0.0	0.0
G	厚 南	0.0	0.0	0.0
H	吉 部	171.5	13.6	185.1
I	万 倉	60.7	2.7	63.4
J	船 木	6.4	0.7	7.1
計		678.1	42.0	720.1

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

約 351ha

区 域	地 区 名	田	畑	計
A	小 野	82.4 ha	25.7 ha	108.1 ha
B	二 俣 瀬	40.5	12.7	53.2
C	厚 東	24.3	3.4	27.7
D	東 岐 波	14.4	1.6	16.0
E	西 岐 波	11.6	1.8	13.4
F	旧 市	0.0	0.0	0.0
G	厚 南	0.0	0.0	0.0
H	吉 部	29.1	6.0	35.1
I	万 倉	66.0	6.4	72.4
J	船 木	23.1	2.5	25.6
計		291.4	60.1	351.5

ただし、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha 以下の農用地

該当面積 約97ha

区 域	地 区 名	田	畑	計
A	小 野	14.9 ha	2.1 ha	17.0 ha
B	二 俣 瀬	9.1	0.8	9.9
C	厚 東	17.6	0.9	18.5
D	東 岐 波	10.7	6.9	17.6
E	西 岐 波	11.1	2.0	13.1
F	旧 市	0.0	0.0	0.0
G	厚 南	0.0	0.0	0.0
H	吉 部	11.6	2.0	13.6
I	万 倉	2.7	0.3	3.0
J	船 木	2.3	2.0	4.3
計		80.0	17.0	97.0

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
- ・ 山林原野化している土地である等の農業上の利用の増進が図られない土地

該当面積 約493ha

区 域	地 区 名	田	畑	そ の 他	計
A	小 野	73.0 ha	19.4 ha	34.1 ha	126.5 ha
B	二 俣 瀬	27.1	4.0	2.0	33.1
C	厚 東	25.2	2.1	8.4	35.7
D	東 岐 波	3.8	1.1	0.4	5.3
E	西 岐 波	9.5	1.0	0.8	11.3
F	旧 市	0.0	0.0	0.0	0.0
G	厚 南	0.0	0.0	0.0	0.0
H	吉 部	100.6	20.8	46.8	168.2
I	万 倉	59.9	9.4	30.6	99.9
J	船 木	7.3	3.3	3.1	13.7
計		306.4	61.1	126.2	493.7

- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる
一該当なし

以上合計

田	畑	その他	計
386.4ha	78.1ha	126.2ha	590.7ha

- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域と設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定していく。

- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域と設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定していく。

- (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定することとなる現況農用地等の利用状況は、農地 1,734ha、採草放牧地 38ha であるが、今後、休耕田の利活用を進める。採草放牧地については、維持管理を図りながら、今後粗飼料の増産を図るため、畜産農家へ草地の活用を推進する。

農業上の用途の細分化（「農地の3区分」）については、土地基盤整備を実施した土地については「生産振興農地」、農用地区域で生産振興農地以外を「多面的機能維持農地」として設定する。

上記「生産振興農地」、「多面的機能維持農地」以外の農地（農用地区域外の農地）については全て「生産・生活農地」とする。

当市の目標営農類型は、米を中心として麦、茶、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営及び野菜・花き専業であり、営農方式としては、土地利用型及び施設型によって所得の向上を図る。

この目標を達成するため、農地については、土地基盤整備や水路、ため池の整備を推進し、中・大型機械導入による省力化を進めながら、農地の有効利用を図るとともに、施設園芸の拡充にも努める。

採草放牧地については、既存のものを維持整備し、飼料の自給率の向上を図る。

(単 位 : ha)

区分	農 地			採草放牧地			混 牧 林 地			農 業 用 施 設 用 地			計			森林 原野等
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
小 野 (A)	589	589	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	589	589	-	-
二俣瀬 (B)	185	185	-	38	38	-	-	-	-	-	-	-	223	223	-	-
厚 東 (C)	235	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	235	235	-	-
東岐波 (D)	41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	41	-	-
西岐波 (E)	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-	-
旧 市 (F)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚 南 (G)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉部 (H)	287	287	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	287	287	-	-
万倉 (I)	259	259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	259	259	-	-
船木 (J)	112	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112	112	-	-
計	1,734	1,734	-	38	38	-	-	-	-	-	-	-	1,772	1,772	-	-

(注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。

2 現況：令和4年（2022年）

3 将来：令和14年（2032年）

イ 用途区分の構想

用途区分は、基本的には農業のおかれた社会的経済環境と、国民食糧の需要の動向に即して行うものであるが、本市のもつ都市近郊型農業の特色として現況農地については、随所に田畑の混在がみられ、これら及び樹園地については、すでに現況の用途が定着しているので、原則として現況に即した用途区分を行う。

(ア) 小野地区（A地区）

a A-1区域（岩川、来見、中山等）

本市の最北端に位置し、厚東川上流と大田川に囲まれた中間水田地帯であり、中山草地在同区域内にあることから、農地及び採草放牧地として利用する。

b A-2区域（宇内、市小野、平原、大山・花香等）

水稻経営が主体の中間水田地帯である当地区は、宇内地区を除いてはおおむねほ場整備を完了しており、今後大型機械によって、生産性の向上を図るため、農地として利用する。

また、上小野地区、市小野地区、平原地区、大山・花香地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

c A-3区域（楡小野）

水稻経営が主体の中間水田地帯であり、北部地区は、ほ場整備を完了している。南部地区においても平成23年度からほ場整備を実施しており、今後大型機械による土地利用型農業の推進を図るべく農地として利用する。なお、楡小野北部地区及び楡小野南部地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

d A-4区域（藤河内）

本市における茶生産の中心地であり、区域外の茶園10haを含めた70haについては、農地（樹園地）として利用する。水田については、ほ場整備を完了しており、今後は土地利用型農業の推進を図るべく、農地として利用する。

また、茶園とほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

e A-5区域（如意寺、櫟原）

小野湖に囲まれた中間水田地帯であり、シイタケの栽培が盛んである。今後とも産地として定着を図り、シイタケと水稻との複合経営を進めるため、農地として利用する。

(イ) 二俣瀬地区（B地区）

a B-1区域（山中、荒瀬等）

中間水田地帯の国道沿いの農地は、沿道サービス業の開発が進んでいるが、当区域の一部においては、ほ場整備が実施されている。今後とも集落営農組織の活動強化、機械等の共同利用を進め、優良農地として確保する。

また、車地地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

b B-2区域（瓜生野、木田）

厚東川中流に広がる中間水田地帯であり、ほ場整備は完了しており、水稻経営が主体である。瓜生野地区については、野菜・花き等の園芸用施設の建設が目立ち、水稻については今後作業の受委託、機械の共同利用により、生産性の向上を図るため、農地として利用する。木田地区については、麦等土地利用型作物の団地化や、機械の共同利用、バレイショ等新たな作目の作付け等により、生産性の向上を図るため、農地として利用する。

また、瓜生野地区、木田地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

c B-3区域（車地、善和等）

中間水田地帯であるが、当地域の南部については内陸工業団地として開発が行われている。この部分を除いて農地として利用する。また、同区域内に善和牧場があることから、採草放牧地としても利用する。また、田の小野地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

(ウ) 厚東地区（C地区）

厚東川下流に広がる農地は、その大部分が平坦水田で、農地として既に水利条件の整備が進んでおり、地区内のほ場整備もほぼ完了した。今後は集落営農組織の活動強化、大型機械の共同利用による土地利用型農業の推進を図るため農地として利用する。

また、広瀬地区、関口地区、中村地区、末信地区、中村沖地区、棚井上地区におけるほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

(エ) 東岐波地区（D地区）

東岐波台地に展開する畑地は、本市の畑作地帯として野菜の生産地を形成しており、一部においては、ハウス用地として利用されており、今後もこれらを拠点とした施設園芸の定着が進むと考えられる。また、近年の住宅需要の情勢等により、一部住宅等の建築が見受けられるが、土地利用の規制誘導などにより市街地外の良好な自然環境の保全を図る。したがって、優良集団農地を中心に農地として利用する。

また、前田地区のほ場整備済みの農地については、「生産振興農地」として指定する。

(オ) 西岐波地区（E地区）

都市化の進展が見受けられることから、今後とも当地区の農地を優良農地として維持確保することは困難な状況にあるが、畑作地帯を中心に野菜・果樹等の生産地を形成しており、集団農地を中心に農地として利用する。

(カ) 吉部地区（H地区）

厚東川水系に属する平坦な農用地は大規模なほ場整備を実施しており、将来的に優良農地として保全し、土地の有効利用を図るため、農地として利用する。条件整備の困難な山間棚田については農用地区域除外地域とする。

また、今小野地区、伊佐地地区、汗生谷地区、荒滝地区、山中地区、藤ヶ瀬地区、犬ヶ迫地区、楠北地区におけるほ場整備済みの農地については「生産振興農地」として指定する。

(キ) 万倉地区（I地区）

有帆川水系に属する平坦地を中心に、ほ場整備事業を実施し、高度利用可能な土地として保全する。条件整備の困難な山間棚田については農用地区域除外地域とする。

南部の一部地域については、誘致企業関連の住宅地としての開発と、工業地の開発を行うため農用地区域除外地域とする。なお、宮尾地区、柏ノ木地区、矢矯地区、二ツ道祖地区、椋並地区におけるほ場整備済みの農地及び楠こもれびの郷モデル農園として整備した農地については「生産振興農地」として指定する。

(ク) 船木地区（J地区）

市街地周辺部以外の土地については、高度利用を図ることができる農用地として保全する。市街地周辺部及び北西部については、優良農用地への混在防止と宅地開発予定地のため、また、南部のJR遊休地周辺は、山陽自動車道インター周辺地として開発予定のため農用地区域除外地域とする。

なお、原地区におけるほ場整備済みの農地については「生産振興農地」として指定する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農用地区域の農用地面積は約2,363haで、集团的農用地の多くはほ場整備や農道、用排水路等の整備が行なわれており、ほ場の基盤整備済面積は令和4年度末現在で720haとなっている。

今後も、担い手の確保・育成、農作業の省力化のために、ほ場整備を更に推進するとともに、ため池、用水路の整備を進めるものとする。

また、多面的な機能を有する農地の保全のために自然環境に配慮した整備を進めるものとする。地区別の農業生産基盤の整備開発構想は以下のとおりである。

ア 小野地区（A地区）

本地区は、本市の北部に位置し、茶の生産地帯でもあるが、水稻経営が主体である。ほ場整備は、7地区で実施済み（250.2ha）であり、今後は、必要に応じて、地域の実情に見合った整備等を行っていく。

イ 二俣瀬地区（B地区）

本地区は、水稻経営が主体であり、水田の汎用化を図るため、ほ場整備が進められ、概ね地区内での集团的な農地において、ほ場整備は完了した。今後は、必要に応じて地域の実情に見合った整備等を行っていく。

ウ 厚東地区（C地区）

本地区は、水稻経営が主体で兼業化が進んでおり、農業労働力が不足している。概ね地区内での集团的な土地においてほ場整備は完了しているので、今後はため池等の整備を図るとともに、必要に応じて地域の実情に見合った整備等を行っていく。

エ 東岐波地区（D地区）

本地区は、本市の南部に位置し、水稻、野菜の生産地帯であるが、一部の地域において、農地が宅地化し、農業生産基盤が狭隘となってきた。今後は優良農地の確保と有効利用を図るため、必要に応じて地域の実情に見合った整備等を行っていく。

オ 西岐波地区（E地区）

本地区は、本市の南部に位置し、中心市街地に近く都市的な地域であるが、優良農地の確保と有効利用を図るため、必要に応じて地域の実情に見合った整備等を行っていく。

カ 吉部地区（H地区）

吉部地区は、楠地域の北部に位置し、農業への依存度は比較的高い状況である。ほ場整備は、当地区の東側を縦断する県道小野田美東線沿いを中心に7地区で実施済み（185.2ha）であり、概ね地区内での集团的な農地においてのほ場整備は完了した。今後は必要に応じて、地域の実情に見合った整備等を行っていく。

キ 万倉地区（I地区）

万倉地区は、楠地域の中央に位置し、温浴施設、農産物直売所、農業研修交流施設、農家レストランで構成された「楠こもれびの郷」を核とした体験交流型農業の拠点として位置づけされた地区である。

ほ場整備は、6地区で実施済み（63.3ha）であり、現在、万倉西奥地区（25.1ha）でのほ場整備事業を実施中である。今後は、必要に応じて、ほ場整備や用排水路整備、ため池等の整備等、地域の実情に見合った整備等を行っていく。

ク 船木地区（J地区）

船木地区は、楠地域の南部に位置し、国道2号線が横断し、都市化が進行しており、農業依存度は比較的低い状況である。ほ場整備は、1地区で実施済み（5.3ha）であり、今後はため池等の整備を図るとともに、地域の実情に見合った整備等について、都市計画区域との調和を図りつつ推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農業競争力強化 農地整備事業	区画整備 25.1ha	万倉西奥	25.1	1	H30～R8

土地基盤整備開発計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ公益的機能を考え、地域森林計画対象森林での開発は出来る限り行わないこととする。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市における農用地面積は、都市化の進展による宅地への転用等により、年々減少しており、今後も引き続き減少していくものと予想される。また、農業従事者の高齢化、担い手不足により、耕作放棄地の拡大が懸念されるところである。

しかし、農地には食料生産の役割のほか自然環境の保全、良好な景観形成などの多面的な機能があり、その保全に努めていかなければならない。そのため今後は限られた農地の有効利用を図り、担い手への利用集積等の推進などにより、耕作放棄の防止を図る。また、良好な営農条件を維持するためにも、基盤となる水路、ため池等の整備を進める。

さらに、令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、「地域計画」を策定するとともに、認定農業者、認定新規就農者、農業参入企業など多様な担い手への農地集積に対する支援や耕作放棄地の状況に応じた解消策を講じ、優良農地の確保、耕作放棄地の解消に向けた取組みを推進することとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農村地域防災減災事業	ため池50m	中の谷地区	9.0	1	R9~R11
〃	ため池37m	滑地区	16.0	2	R10~R12
〃	ため池42m	西ヶ浴地区	4.0	3	R11~R13
〃	ため池32m	鈍甲地区	7.0	4	R11~R13
〃	ため池48m	木別当地区	16.0	5	R12~R14
〃	ため池70m	大迫地区	2.0	6	R12~R14
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	頭首工1式	西山地区	6.0	7	R4~R5
農村地域防災減災事業	頭首工1式	伏附地区	29.0	8	R8~R10
〃	頭首工1式	大野地区	8.0	9	R9~R11

農用地等保全整備計画図 別添

3 農用地等の保全のための活動

農業従事者の高齢化など、労働力不足による耕作放棄地の発生防止のためにも、認定農業者や集落営農法人等担い手への利用集積を推進するとともに、農地中間管理事業等を活用し農業参入を行う企業等多様な担い手の育成を図る。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度への取り組みにより、集落が行う農地保全等の共同活動を支援する。

さらに、ため池等の整備を進め、自然災害の防止や農業用水の安定確保等を図り、良好な営農条件を維持する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市における効率的かつ安定的な農業経営の育成については、宇部市及びその周辺市町において実施されている優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を図り農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準が実現できることを目指し、次のとおり主要な営農類型を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3年2月改正）に基づき推進する。

また、国の「経営所得安定対策」に対応すべく、対象となる認定農業者や認定新規就農者等の認定を行い、地域農業の振興を図る。

特に、兼業農家率の高い本市の状況を考え、集落が一体となった営農を行う集落営農組織の育成を図り、関係機関一体となって法人化に誘導する。

さらに、多様な担い手の育成方策として、市独自の事業である「農業参入法人育成支援事業」を活用し、企業の農業参入の支援を行う。

本市農業形態は、水稻を主体とする複合経営が中心であり作物形態も多岐にわたっている。北部は水稻主体の工芸作物、畜産、露地野菜の複合経営、中部平坦部は水稻を主体に野菜、施設園芸（花き・野菜）、畜産の複合経営、南部沿岸部は水稻を中心に露地野菜、施設園芸（花き・野菜）、果樹（ミカン）、畜産の複合経営となっており、認定農業者等担い手農家類型は下表のとおりであるが、今後も経営改善と規模拡大を進め、中核的担い手農家の育成を図る。

本市農業は、北部山間部を中心とした集落営農組織による土地利用型と南部都市近郊による高度集約型に大別され、それぞれの特長を生かすため、関係機関との調整、指導を受けながら、地域農業の活性化を図る。

このため、地域、地区の立地条件を生かした土地基盤整備、近代化施設等の整備改善を行うとともに「農地中間管理事業」や農地中間管理機構等を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して交付する「地域集積協力金」等を活用し、認定農業者等中核的担い手農家への農地の利用集積を図るとともに、制度資金を活用し担い手の支援を行う。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha、頭)	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
個人 経営体	水稲+小麦+大豆	7	水稲4 小麦3 大豆3 水稲等基幹作業受託 10 (延べ)	53	1,380
	水稲+キャベツ+ブロッコリー+ タマネギ	3.5	水稲2 キャベツ1 ブロッコリー0.5 タマネギ0.5		
	水稲+ナス+ブロッコリー	3.35	水稲3 ナス0.15 ブロッコリー0.2		
	水稲+茶	6	水稲3 茶(成園)3		
	水稲+イチゴ(施設)	2.15	水稲2 イチゴ0.15		
	イチゴ(山口型高設栽培)	0.3	イチゴ0.2 苗床(育苗ハウス)0.06		
	キュウリ(施設)	0.3	半促成キュウリ0.15 抑制キュウリ0.15		
	アスパラガス(施設)	0.3	アスパラガス0.25		
	キュウリ(施設)+トマト(施設)	0.3	キュウリ0.15 トマト0.15		
	花き	0.3	カーネーション0.25 (冬春切り)		
	水稲+肉用牛(肥育)+飼料作物	3	水稲2 肥育牛55 飼料作物2(延べ)		
	経産牛+搾乳牛+育成牛+飼料作物	9	経産牛55 搾乳牛47 育成牛23 飼料作物18(延べ)		
団体 経営体	水稲+小麦+大豆	21	水稲16 小麦5 大豆5	21	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

優良農地を確保するとともに、ほ場整備事業を実施し農地の汎用化を図る一方、農地中間管理事業、機構集積協力金交付事業及び宇部市農用地借受奨励助成金交付事業等により、認定農業者等担い手へ農地を集積し、農業経営の合理化を進める。

令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、「人・農地プラン」が法定化され、本市では地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとしている。認定農業者、認定新規就農者、農業参入企業など多様な担い手を「地域計画」内の担い手（受け手）に位置付け、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が本市における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、農業生産基盤や農業近代化施設の整備等農業環境条件の整備を進める中で、山口宇部地域農業推進協議会による地帯別品種誘導や水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色を活かした作物の作付け推進、ブロックローテーション等の作付け体系の確立を促進し、農用地の有効利用、農業生産の効率化を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

「宇部市農林水産業振興計画」及び「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に基づき、認定農業者の経営規模の拡大に対する支援を行い、認定農業者の経営改善に繋げる。

また、令和6年度末までに地域での話し合いにより策定する「地域計画」内の担い手（受け手）に位置付け、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が本市における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(2) 農用地の流動化対策

農地中間管理事業及び宇部市農用地借受奨励助成金交付事業、（公財）やまぐち農林振興公社等による機構集積協力金交付事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積等農地の効率的な利用の促進の施策を講じる。

(3) 農作業の受委託の促進対策

本市においては、現時点、基幹作業や防除作業などの農作業を受託する組織はなく、集落営農法人や農業経営者個人において受託作業が行われている。

今後、農作業受委託体系の確立に向け関係機関での協議を行い、担い手農業者等の農作業の省力化、低コスト化等、効率的な農業経営の確立に繋げていく。

(4) 農作業の共同化対策

集落営農組織による共同利用機械・施設の利用促進を図るとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、農作業の共同化を推進し、地帯別の品目の誘導や効率的な農業経営の確立を目指す。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、木材の生産とともに、国土の保全、水資源のかん養、生物多様性の保全など公益的機能を持った重要な役割を果たしている。

このため、「山口地域森林計画」及び「宇部市森林整備計画」に沿って、計画的な伐採、造林を推進し、林地の保全管理を図るものである。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、北部中間農業と南部都市近郊農業の地域の実情に即応した次に掲げる重点作目の振興を図るものとし、生産基盤の整備と合わせ、生産組織、生産体制の充実を図る。

農業近代化施設の整備については、必要とされる大部分については整備済みであり、計画に挙がるものとしては現時点では該当はないが、地域の実情等により、整備の必要性が生じた場合は関係機関と連携をとり、導入に向けて検討していくこととする。

令和4年3月に策定した「宇部市農林水産業振興計画」に掲げる「市場のニーズを捉えた生産への転換」に向け、収益性の高い農産物の生産や農産物の付加価値を高める有機農業の推進、また需給バランスに応じた生産を推進するとともに、生産性や品質を高める効率的なスマート農業をさらに推進し、稼げる農業を目指す。

具体的には、米の品種「恋の予感」、子実トウモロコシ、カボチャ、キュウリ、キャベツを選定し、作付け拡大を推進する。また、「水田収益力強化ビジョン」に掲げる地域の水田における作物ごとの取組方針に基づき、作付け推進を図る。

(1) 作目別の整備の方向

ア 米

土地基盤整備を実施したほ場を中心に集落営農法人等による作付けがされている。大規模乾燥調製施設、育苗センター、無人ヘリコプタ、近年導入が進む防除用ドローン等の利用を促進し、米作の省力近代化を図る。

また、近年需要の高い加工用米、酒米の作付け拡大を図り、経営の安定化に繋げる。県の奨励品種である

「恋の予感」は高温障害への耐性及び多収性が見込まれるため、JA 等と連携し作付け拡大を図っていく。種子については、今後も継続的に優良種子の生産を図る。

イ 麦

水稻に次ぐ土地利用型作物重要品目であり、基盤整備を実施したほ場を中心に集落営農法人等による作付けがされている。国の畑作物の直接支払交付金や収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金の制度を活用して作付け調整を図る。また、県やJA 等と連携し県の奨励品種であるパン用小麦「せときらら」を推奨し、需要に応じた優良品質の生産に向け技術指導を図る。

ウ 大豆

集落営農法人等による作付けはあるものの面積は多くはない。農業参入法人による作付けの計画があり、収量の確保、品質の向上に向け技術指導を図るとともに、国の畑作物の直接支払交付金や収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金の制度を活用して作付け拡大を図る。

エ 子実トウモロコシ

近年作付けが開始された品目であり、国産飼料の需要は十分にあり省力化が可能で収益が見込める品目であるため、生産者数を増加するとともに作付け拡大を目指す。

オ 野菜（露地、施設）

露地野菜のキャベツは集落営農法人等による作付けが拡大しており、今後、業務加工向けとして作付け拡大を目指す。カボチャについても「くりゆたか」などの品種を導入し需要もあることから、収益性の高い品目として作付け拡大を目指す。施設野菜のキュウリ、ミニトマトは消費者ニーズが高く、収益性の高い品目として更なる作付けを推進していく。近年ではアスパラガスを選定する農業者も多く、同様に作付け拡大を目指す。都市近郊地帯の立地を生かした朝市、ファーマーズマーケット、楠こもれびの郷等の活用による需要の増加を図り、地産地消の推進による農産物の需要拡大と生産拡大を目指す。

カ 茶

樹齢が相当の年数経過しており、改植などの課題もあり、産地の維持等について関係機関等による協議を進めていく。近年の業界全体の販売不振を含め、現状の経営状況を把握し、経営モデルを作成することで、生産者の確保を検討する。また、現在の販路を維持しつつ、新たな商品開発、販路の確保、作期や生産工程の見直しにより販売量、販売単価の向上を図る。

キ ミカン

改植による顧客に求められる品種への転換や適期防除等、生産組合の活動による高品質ミカンの生産を目指しており、組合活動を強化し、高品質ミカンの生産増、経営の安定化を図る。

ク 畜産

各畜種とも省力化や生産費の低減に努めるとともに耕畜連携を推進する。ふん尿処理については、「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を徹底するとともに、堆肥センターでの共同処理を推進し循環型農業の構築を図る。

(2) 地区別の整備の方向

ア 小野地区（A地区）

当地区は、米作のほかには麦、大豆、茶、野菜等を組み合わせた複合経営により中核的担い手農家を育成する。ほ場整備実施地区において集落営農法人が3法人あり、規模拡大に向け遊休農地や耕作放棄地の集積を行う。さらに、米麦乾燥調製施設や無人ヘリコプタ等の利用を促進し、作業の効率化、省力化を図る。

なお当地区は、水稻種子の産地指定を受けており、継続的に優良種子の生産を図る。他に中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、集落等の生産活動・多面的機能の維持を支援する。

お茶については、導入した荒茶加工施設、製茶施設を活用し品質管理に努めるとともに、販路の確保、新商品の開発、作期や生産工程の見直しにより、販売量、販売単価の向上を図る。

畜産については、JAが所有・運営を行う堆肥センター等既存施設の有効利用及び維持管理に努める。

イ 二俣瀬地区（B地区）

当地区は、穀類乾燥調製施設や無人ヘリコプタ等の利用を促進し、米麦作の省力化を進めると同時に、当地区に3法人ある集落営農法人による米・麦や露地野菜の機械化体系を確立し、作付け拡大を目指す。

また、各種制度（多面的機能支払制度など）の積極的な導入により、集落等の生産活動・多面的機能の維持を支援する。

ウ 厚東地区（C地区）

当地区は、穀類等乾燥調製施設や無人ヘリコプタ等及び当地区にある水稻育苗施設の利用を促進し、米作の省力化を図る。また、ほ場整備実施地区において設立した法人が2法人あり、麦の集団化や露地野菜の生産拡大を図る。さらに、市場の有利性を生かした軟弱野菜及び露地野菜の生産拡大を図る。また、各種制度（多面的機能支払制度など）の積極的な導入により、集落等の生産活動・多面的機能の維持を支援する。

エ 東岐波地区（D地区）

当地区は、都市化が進む地域であり集落営農法人等はないが、水稻、施設野菜、露地野菜が複合的に経営されており、中型機械の活用、共同利用体制を確立して生産性の向上を図る。

また、各種制度（多面的機能支払制度など）の積極的な導入により、集落等の生産活動・多面的機能の維持を支援する。

オ 西岐波地区（E地区）

当地区は、東岐波地区と地形的条件が似ており、都市化が進む地域であり集団農地はないが、台地を活用したキャベツ等露地野菜及び施設園芸、ミカン栽培等に積極的に取り組んでいるため、生産組織の充実を図る。また、市場に近い有利性を活用し、積極的に消費地に供給できるように計画生産、計画出荷を促進すると同時に、市内小学校への供給体制を構築し、地産地消に寄与する。

カ 吉部地区（H地区）

ほ場整備実施済地区を中心に、集落営農法人や農業参入法人等を育成し、担い手農家の確保に努めるとともに、無人ヘリコプター等の利用を促進し作業の効率化や省力化を図る。

売れる米作り（エコ米等）の増強を図ると共に地域の特産野菜（キュウリ、はなっこりー等）の振興を推進し、「楠こもれびの郷」の直売施設への農産物や加工品の供給など、農家所得の拡大に向けた取組を図る。

畜産においては、耕種農家との連携による飼料自給率の向上と低コスト、省力化を推進する。

また、各種制度（中山間直接支払制度など）の積極的な導入により生産活動の向上や荒廃農地の解消に努める。

キ 万倉地区（I地区）

当地区はほ場整備実施地区で集落営農法人が1法人、農業参入企業が1法人、個人で設立された法人が1法人、また近年、未整備農地で参入した法人が1法人あり、米、麦、大豆等の栽培を行い、機械化体系は確立している。

現在、当地区内でほ場整備事業を実施中であり、集落営農法人や農業参入法人等担い手の確保に努め、大型機械の導入や無人ヘリコプター、農家個人で導入した防除用ドローン等の利用を促進し、作業の効率化や省力化を図り、農地の有効利用に努める。

また、当地区にある「楠こもれびの郷」の研修施設（研修棟や宿泊棟、体験農園）を活用し、新規就農者の確保・育成を図る。

農産物加工所と「楠こもれびの郷」の直売所の更なる連携を強化し、地産地消の推進に寄与する。

ク 船木地区（J地区）

当地区は、ほ場整備が進んでいないため小規模農家が多いが、近年、新規就農者による施設野菜、露地野菜等の栽培が行われている。今後、認定農業者等の育成により農地の集約や機械・施設の共同活用を促進し、省力化・低コスト化による農業経営の確立を目指す。また、当地区にある米麦乾燥調製施設の活用により、農業者の作業の効率化、省力化、設備等負担軽減を図る。

2 農業近代化施設整備計画

—該当なし—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

—該当なし—

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

令和4年3月に策定した「宇部市農林水産業振興計画」に掲げる「次世代へ繋ぐ担い手の確保・育成」の推進に向け、就農相談から技術習得、農地の確保や就農定着までの一連の支援体制を充実させるとともに、新規就農者が働きやすく安定した経営ができる環境をつくることや、市民に向けた農業体験等を通じて、新たな担い手の確保・育成を図る。

また、農業者のマインドの転換を図るとともに中核経営体である法人・認定農業者を確保・育成することで、持続的な農業の振興を目指す。

就農・参入時における経営の安定化を図るため、新規就農者や農業参入企業が導入する農業用機械・施設等の経費の補助を行っており、今後も継続的に支援を行う。

研修施設等については、万倉地区にある農業研修交流施設（楠こもれびの郷 万農塾）の活用を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

—該当なし—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者の確保・育成

新規参入者等に対して、生産基盤となる農地の円滑な取得など就農がスムーズに行くよう、就農相談や農作業体験、県農業大学校での修学等の支援強化を図る。

また、万倉地区に整備した農業研修交流施設（楠こもれびの郷 万農塾）を活用し、関係機関連携のもと、新規就農希望者の農作業体験や農業技術の習得に寄与するとともに、新規就農者に対しての農業研修支援や農業用機械・施設等設備導入の支援を推進する。

(2) 女性農業者の育成

女性農業者は、農業生産や地域において重要な役割を果たしている。このため、生活改善グループなどの農村女性グループの組織活動や直売・加工などに取り組む女性起業活動を支援する。

また、女性の就業条件や農業経営の位置付けを明らかにする家族経営協定の締結を推進するとともに、女性の農業委員や農地利用最適化推進委員の登用、農業・農村に係る方針決定の場への女性の参画を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

国庫補助や県費補助等を活用した森林整備を通じ、農用地の後背地の森林機能を良好に維持し、農業経営に資することを図るとともに今後の担い手の育成確保に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

農村経済の活性化を図るためには、農業従事者の安定的な雇用促進が不可欠である。

本市が行った農家意向調査（令和4年度実施）によると、農業従事者の他産業への就業状況は、自営業を含めた恒常的な勤務で全体の44%を占めている。また、従業地については、市内が63%を占めている。

農業を取り巻く厳しい経営環境等から、今後も引き続き農業従事者の他産業への就業が高水準に推移すると予想される。ついては、地域経済を活性化させるため、産学官の連携により新規産業の創出を進め、農業従事者が就業を機会に他市町村等へ流出することを抑制し、農業経営を維持するためにも、就業の場を提供することに努める。

また、本市においては南部地域を中心に工業、商業地域での就業機会も多いが、南部地域以外の農業従事者についてはできるだけ地域内での就業機会を促進する。

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：人

区分		従業地		
I	II	市内	市外	合計
恒常的勤務	—	71	66	137
自営兼業	—	40	9	49
出稼ぎ	—	0	0	0
日雇・臨時雇	—	62	23	85
総計	—	173	98	271

（注）1 農家への意向調査（令和4年度実施）による

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

既存の企業の活性化や産学官連携による新産業・新事業の創出により、安定した魅力ある雇用の確保に努める。また、就業相談・情報の充実など就業機会の拡大や女性や高齢者の多様なニーズに対応した雇用対策に努める。

3 農業従事者就業促進施設

—該当なし—

4 森林の整備その他林業の振興との関連

地域森林計画の達成および事業推進を助成するため、農業農村集落の連帯性を促進し、労働力の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

災害発生時における被害を最小限に抑えるため、防災情報伝達手段の普及を促進するとともに、地域と連携して、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図る。また、河川や海岸の適切な維持管理や整備を進めるとともに、土砂災害の防止や建築物等の耐震化を図るなど、災害に強い強靱な地域づくりに取り組む。

交通安全対策については、「交通安全計画」に基づき、関係機関、団体等との連携を図り、交通安全宣言都市にふさわしい、安心して安全な社会の実現に向けて、交通安全に関する施策を推進していく。

(2) 保健性

環境保全対策については、「宇部市環境基本計画」に基づき、大気・水質・騒音などの環境調査や発生源監視を主体とした調査を継続し、国、県、関係機関と連携を図りながら、水源地域の水質保全対策や資源・エネルギーの節減、循環を進めるとともに、地球温暖化対策など総合的な環境保全対策を推進する。

また、生産・流通・消費の各段階において、市民・事業者・研究機関・行政がそれぞれの立場で役割と責任を果たすことにより、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、廃棄物の適正処理を図る。

健康・福祉については、各地区の特性を把握し、抽出された課題の解決を目的に策定した地域計画や健康プランに基づき、地域コミュニティ、市民活動団体など関係機関と相互に協働・連携し、地域の特性に応じた取組を推進する。

(3) 利便性

交通体系の整備において、宇部湾岸道路などの幹線道路網の整備促進に取り組むとともに、市民生活に密着した市道等の一般道路は、老朽化した橋梁・舗装等の長寿命化や交差点改良、拡幅などの整備を計画的かつ効率的に進め、各道路が目的に応じて有効に活用できるよう道路交通機能の維持向上に努める。

バスについては、「宇部市地域公共交通計画」に基づき、ICカードによる利用促進や他の交通手段との円滑な接続、バス停設備の改善を推進する。

(4) 快適性

児童福祉について、保護者の就労形態の多様化に伴い、需要に応じた延長保育や、障害児を養育する保護者の就労の支援につながるよう医療的ケア児も含めた受入れ体制の充実など、保育の質の向上に努める。また、子育て支援センターの充実などにより、地域における相談体制を整備する。

(5) 文化性

本市においては、各地域で様々な郷土芸能が古くから受け継がれ、様々な催しが開催されている。このような農村地域における歴史的・文化的な環境を本市の重要な資産と位置づけ、今後も保全・継承を図る。

2 生活環境施設整備計画

—該当なし—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

—該当なし—

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

—該当なし—

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 土地基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） —該当なし—
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） —該当なし—
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） —該当なし—

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

25ページ以降の「農用地に含める地番リスト」に掲げる土地について農用地区域を設定します（令和6年1月現在）。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

—該当なし—

(注) 区域の説明

区域	区域の範囲
A-1	大字小野のうち大田川及び小野湖右岸の区域
A-2	大字小野のうち大田川及び小野湖左岸の区域
A-3	大字楡小野の全域
A-4	大字藤河内の全域
A-5	大字如意寺及び櫟原の全域
B-1	大字荒瀬及び山中のうち都市計画用途地域を除く区域
B-2	大字瓜生野及び木田の全域
B-3	大字車地及び善和の全域
C-1	大字吉見のうち厚東川右岸の区域
C-2	大字棚井及び末信のうち厚東川右岸の区域
C-3	大字吉見及び末信のうち厚東川左岸の区域
C-4	大字広瀬、際波、沖ノ旦及び西宇部南一丁目のうち都市計画用途地域を除く区域
D	大字西岐波のうち都市計画用途地域を除く区域
E	大字東岐波のうち都市計画用途地域を除く区域
F	大字川上、上宇部、中山、沖の旦及び開二丁目のうち都市計画用途地域を除く区域
G	大字東須恵のうち都市計画用途地域を除く区域
H	大字東吉部及び西吉部の全域
I	大字芦河内、今富、奥万倉、西万倉、矢矯及び東万倉のうち都市計画用途地域を除く区域
J	大字船木のうち都市計画用途地域を除く区域

(2) 用途区分

下表の「地区、区域番号」欄に掲げる区域内の農用地の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用 途 区 分		用途の細分化	備 考
A - 1 (小 野)	農 地 採草放牧地	現 況 農 地 現 況 採 草 放 牧 地	多面的機能維持農地	土地利用計画図(付図 1号)に表示
A - 2	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
A - 3	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
A - 4	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
A - 5	農 地	現 況 農 地	多面的機能維持農地	//
B - 1 (二俣瀬)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
B - 2	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
B - 3	農 地 採草放牧地	現 況 農 地 現 況 採 草 放 牧 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
C - 1 (厚 東)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
C - 2	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
C - 3	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
C - 4	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
D (東岐波)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
E (西岐波)	農 地	現 況 農 地	多面的機能維持農地	//
H (吉 部)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
I (万 倉)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//
J (船 木)	農 地	現 況 農 地	生 産 振 興 農 地 多面的機能維持農地	//

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

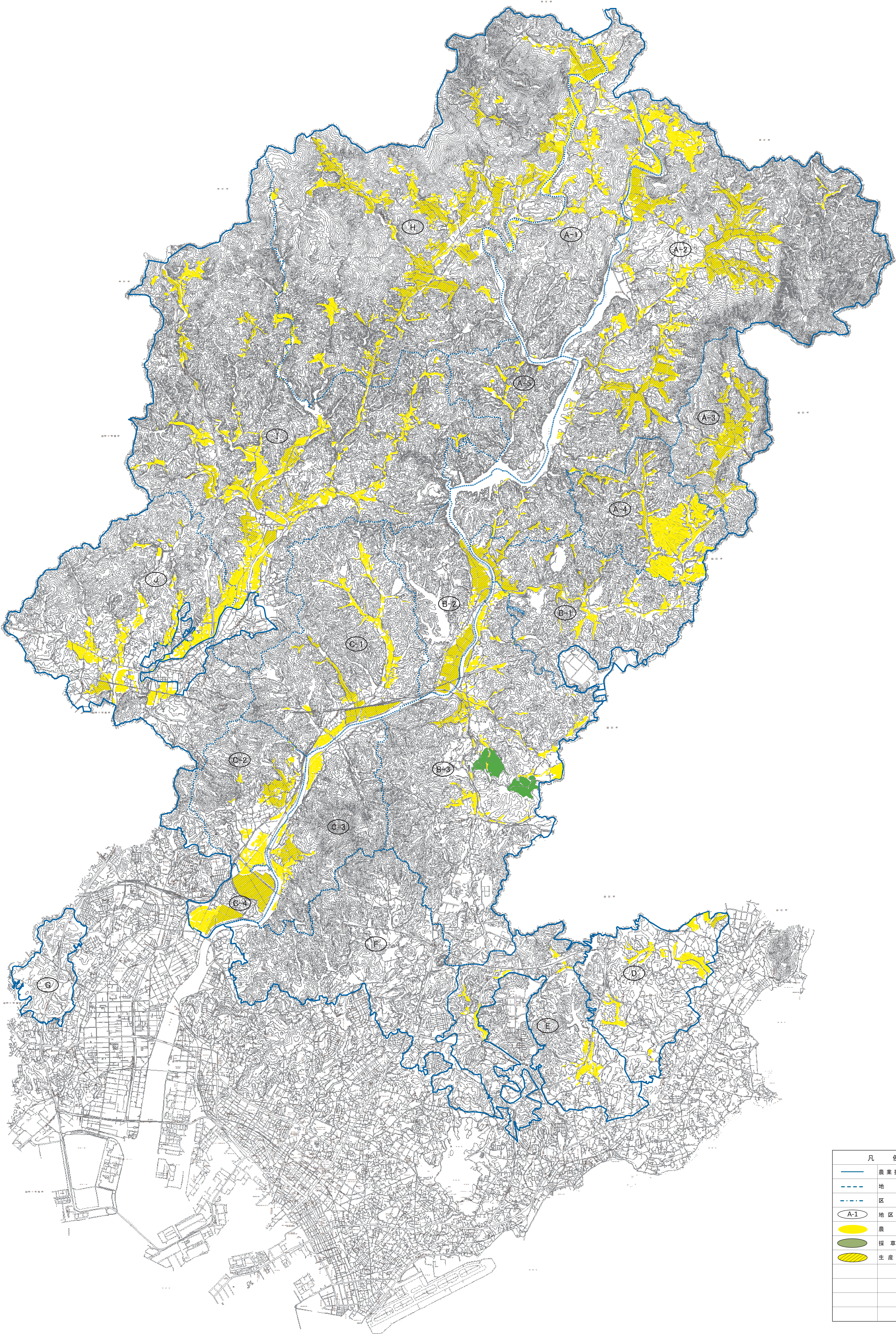
ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区記号 地区名 (大字名)	小字名	現況農用地等に係る農用地区域						備 考
A-1 大字小野	字ここふ 迫	3317-1	3318	3322-1				
	字悪田	6859	6860	6861	6862	6863	6864	
		6867	6868	6869-1				
	字芦平	6670-1	6670-第1	6671-3	6671-4	6671-6	6672-1	
		6673-1	6677-3	6677-6	6677-8			
	字井料	5081-1	5081-3	5082-1	5083	5084-1	5085-1	
		5085-3	5086-1	5086-3	5087	5088	5089-1	
		5089-3	5090-1	5090-3	5091-1	5091-2	5092	
		5093	5094-5	5095-5	5096	5317	5318	
		5320	5322	5323				
	字一ノ沖	5781-1	5781-2	5782-1	5782-3	5783-2	5783-3	
		5783-4	5784-4					
	字一ノ掛	5458-1	5459	5460	5461			
	字一ノ広 瀬	3431-1	3431-2	3431-8	3431-9			
	字一ノ江 下	3402-2	3403-2					
	字一ノ代	3312-1	3314-1	3314-2				
	字一ノ長 小野	5851	5853	5854				
	字一ノ梅 ノ木	3365-1	3365-2	3366-1	3366-2	3367-1	3367-6	
		3373-1	3373-3	3373-5	3375-1			
	字一楽	5308-1	5308-2	5309-1	5311-4	5311-6	5313	
		5315-1						
	字引地	5026	5027	5028	5031	5032-1	5032-2	

～以下略（154ページ）～

付図 1 号 土地利用計画図



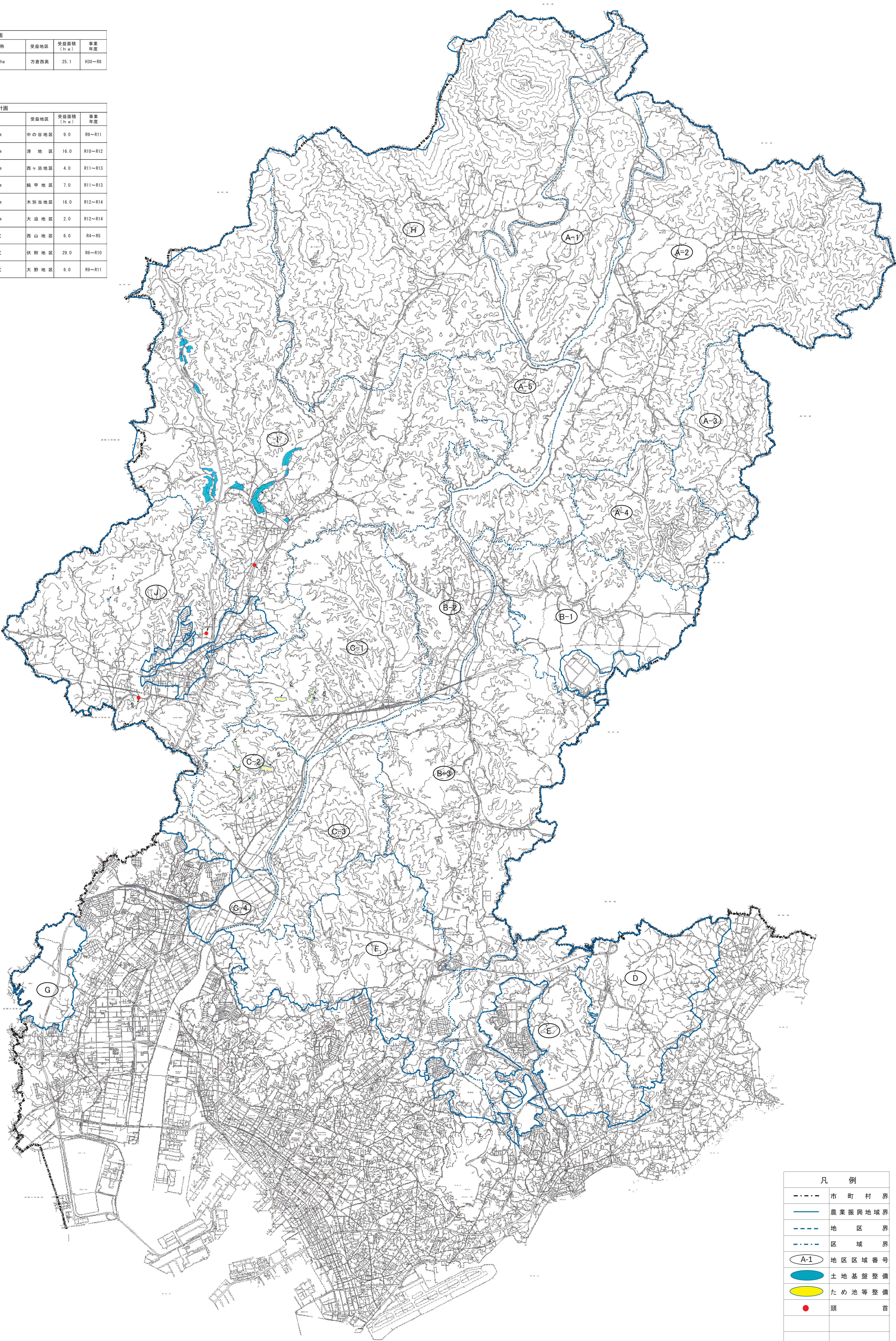
凡 例	
	農業振興地域界
	地 区 界
	区 域 界
	地区区域番号
	農 地
	採 草 放 牧 地
	生産振興農地

付図 2 号 土地基盤整備開発計画図
付図 3 号 農用地等保全整備計画図



土地基盤整備計画					
対応番号	事業名	主要工事の名称	受益地区	受益面積 (h a)	事業年度
1	農業競争力強化農地整備事業	区画整理25.1ha	万倉西奥	25.1	H30～R8

農用地等保全整備計画					
対応番号	事業名	施設の名称	受益地区	受益面積 (h a)	事業年度
1	農村地域防災減災事業	ため池 50m	中の谷地区	9.0	R9～R11
2	〃	ため池 37m	滑 地 区	16.0	R10～R12
3	〃	ため池 42m	西ヶ谷地区	4.0	R11～R13
4	〃	ため池 32m	銭 甲 地 区	7.0	R11～R13
5	〃	ため池 48m	木別当地区	16.0	R12～R14
6	〃	ため池 70m	大 迫 地 区	2.0	R12～R14
7	農業水路等長寿命化・防災減災事業	頭首工 1式	西 山 地 区	6.0	R4～R5
8	農村地域防災減災事業	頭首工 1式	伏 附 地 区	29.0	R8～R10
9	〃	頭首工 1式	大 野 地 区	8.0	R9～R11



凡 例	
---	市 町 村 界
—	農業振興地域界
- - -	地 区 界
- . - .	区 域 界
A-1	地区区域番号
●	土地基盤整備
●	ため池等整備
●	頭 首

宇部市成長産業推進協議会の取組報告

成長産業創出課

■成長産業創出事業費補助制度の状況

【スタートアップ・プロジェクト】

(単位：千円)

分野	事業者	事業内容	交 付 決定額
医 療	(株)スペース・バイオ・ラボ ラトリーズ	脳梗塞の再生医療とリハビリテーションの 統合に向けた体制構築	9,000
バ イ オ	ヘリックスエクステンション (株)	核酸医薬品に資する DNA/RNA 増幅シス テムの確立	9,000
宇 宙	(株)New Space Intelligence	衛星データパイプラインを用いたサービス 開発および海外展開	9,000

【イノベーション・プロジェクト】

(単位：千円)

分 野	新規 継続	事業者	事業テーマ	交 付 決定額
医 療	新規	(株)スペース・バイ オ・ラボラトリーズ	医学的根拠に基づいた遠隔リハビリサービス創出 のための基盤技術開発	3,750
	継続	(株)ヤナギヤ	同種細胞シート製造工程の確立に向けた無菌医 薬品包装パッキング装置の開発	1,250
	新規	(株)第一技研	看護分野における教育用 XR コンテンツの開発	1,250
	新規	(株)医療福祉工学 研究所	遠隔画像診断事業における人工知能の活用	250
	新規	(株)義歯工房	分割式義歯床アタッチメント開発	250
環 境 ・ エ ネ ル ギ ー	継続	(有)梶谷工業	竹を配合した高品位半炭化ペレットの開発及び実 用化	3,750
	新規	宇部工業(株)	液膜技術を用いた突入型高速酸素供給装置の開 発	250
	新規	エコマス(株)	EMS データ収集システムの開発	250
次 世 代 技 術 (宇 宙 ・ バ イ オ 等)	継続	(株)New Space Intelligence	衛星データパイプライン開発とインフラ監視事業の 創出	7,500
	継続	エコマス(株)	みちびきを活用した重機土工現場における安全・ 操業管理システムの開発	3,750
	継続	(株)ユーティス	AI 解析・IoT クラウド集積による打音・超音波検査装 置の開発と点検インフラのデータマッピング技術の開発 および劣化情報の AI 解析	3,542
	新規	(有)Celestiale	対話型 AI によるインタラクティブなマーケティングツ ールの開発	1,250

【パイロット・プロジェクト】

(単位：千円)

区分	事業者名	事業テーマ	交付決定額
とき チャ レ	宇部興機(株)	ときわ公園まるごとデータ化	1,000
	LOOVIC(株)	空間認知を解決するための“Voice Landmark”	1,000
	(一社) One Smile Foundation	AI 笑顔検知寄付によるときわ公園のウェルビーイング度 可視化と向上事業	1,000
試 作	(株)伸和精工	超精密切削加工技術を活用した椎体間固定器具の開発における試作品製作	313

【先端的研究開発拠点形成事業：(大) 山口大学】

(単位：千円)

拠点名	事業テーマ	交付決定額
細胞デザイン医科学研究所	脳梗塞に対する間葉系幹細胞を用いた再生療法の開発	5,000
研究拠点群形成プロジェクト	医工獣産学連携による医療技術・機器開発センター構想	5,000

■主な取組成果

○スタートアップ・プロジェクトバイオ分野第1号支援

「大容量 PCR 法による核酸医薬原料製造の事業化」

関係機関	役割
(株)ヤナギヤ	・大容量 PCR 装置の共同研究開発
山口大学	・大容量 PCR 装置の共同研究開発や試薬及びバッグの研究開発
市・県・産技	・補助金及び技術指導等



R5. 11. 10 合同記者会見

○宇宙産業プロジェクトが大規模技術実証事業 (SBIR) に採択

本市スタートアップ・プロジェクトの第1号である(株)NSI が5年間で15億円となる経済産業省「中小企業イノベーション創出推進事業費補助金」【テーマ：衛星リモートセンシングビジネス高度化実証】に採択されました。



R5. 12. 18 市長表敬訪問

■その他の取組

○成長産業推進セミナーの開催 (R5. 12. 21・R6. 1. 27)

- ・「新しい可能性を探る ～事業開拓への挑戦～」
- ・「急成長する宇宙スタートアップの今」*宇宙教育セミナーと共催
(株)NSI による宇宙ビジネス紹介。

○情報発信

新年互例会ブース設置、山口宇部空港デジタルサイネージ、本協議会 HP 等

議案第三十五号

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程（昭和三十四年条例第十五号）を次のように廃止する。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程は、廃止する。

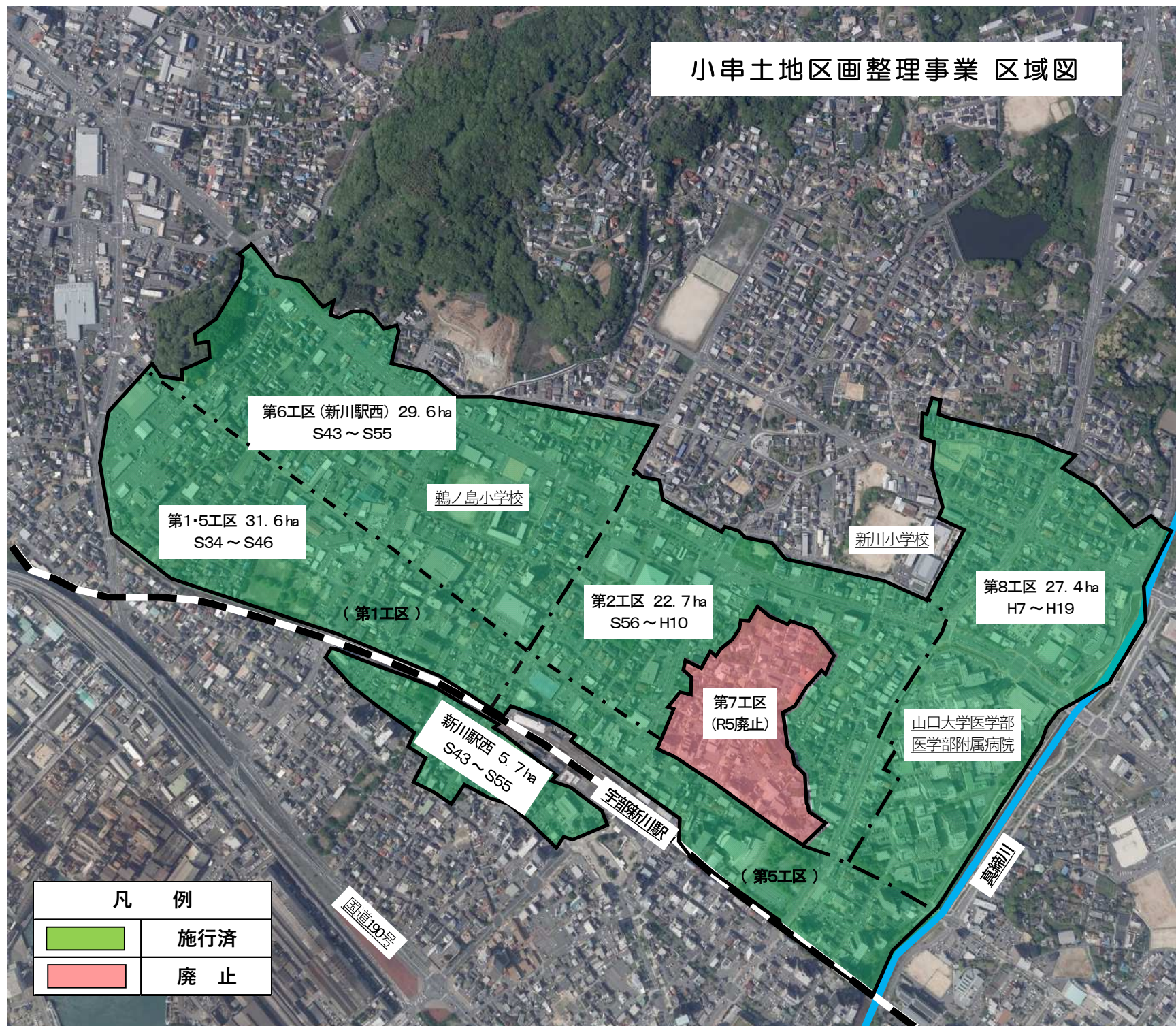
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

小串土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

小串土地区画整理事業 区域図



議案第45号

工事請負変更契約締結の件

令和4年12月市議会定例会において議決された議案第119号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 773,358,300円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 693,000,000円也)

【説明】

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 旧山口井筒屋宇部店解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 宇部市常盤町一丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | |
| | (1) 百貨店棟 | |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て |
| | 延床面積 | 11,273.81㎡ |
| | (2) 銀行棟 | |
| | 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建て |
| | 延床面積 | 2,673.44㎡ |
| | (3) 立体駐車場棟 | |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て |
| | 延床面積 | 4,540.56㎡ |
| | (1)～(3) 合 計 | |

- 延床面積 18,487.81 m²
- 4 契約の相手方 日立建設・ループ共同企業体
- 代表者 宇部市善和591-3
- 日立建設株式会社
- 代表取締役 上 村 隆 晃
- 宇部市大字中宇部1734番地3
- 株式会社ループ
- 代表取締役 前 田 光 男
- 5 変更の理由 立体駐車場棟の解体に係る工法の変更、各棟のアスベスト除去作業等の追加等に伴い、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第三十六号

宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件

宇部市空家等対策の推進に関する条例（平成二十七年条例第四十五号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第三条中「特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等」を「空家等」に改める。

第四条第二項中「特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等」を「適切な管理が行われていない空家等」に改める。

第五条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項の規定による指導及び法第二十条第一項」に、「特定空家等」を「管理不全空家等」に改める。

第六条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第七条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第九条中「及び第十四条」を「、第十三条及び第二十一条」に、「第三条」を「第五条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七号）の一部改正に伴い、空家等の対策を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(当事者間における解決の原則)

第三条 特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、法第十四条第一項

の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、法第六条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 法第七条第一項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

(当事者間における解決の原則)

第三条 空家等 に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等 を発見したときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、法第十三条第一項の規定による指導及び法第二十二条第一項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば管理不全空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、法第七条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 法第八条第一項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

は、法第七条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

（警察その他の関係機関との連携）

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条及び第十四条

の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第三条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

は、法第八条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

（警察その他の関係機関との連携）

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条、第十三条及び

第二十二条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第五条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

資料 1

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(当事者間における解決の原則)

第三条 特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、**第十四条第一項**

の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、**第六條第一項**の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 **第七條第一項**に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

(当事者間における解決の原則)

第三条 空家等 に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等 市にその情報を提供するように努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、**第十三条第一項**の規定による指導及び**第二十二條第一項**の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば管理不全空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、**第七條第一項**の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 **第八條第一項**に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

条ずれの補正

「管理不全空家」の追加

実状に合わせ、対象を拡大

は、法第七条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、

市の区域を管轄する警察署その他の関係機

関に第五条並びに法第九条及び第十四条

の規定により市長が行う措置に

関する情報を提供し、当該空家等について

法第三条に規定する適切な管理が実施され

ていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

条ずれの補正

は、法第八条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、

市の区域を管轄する警察署その他の関係機

関に第五条並びに法第九条、第十三条及び

第二十二条の規定により市長が行う措置に

関する情報を提供し、当該空家等について

法第五条に規定する適切な管理が実施され

ていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

「管理不全空家」の追加

● 管理不全空家等に対する措置（改正法第13条）

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

改正前

特定空家

管理が不十分な空き家

改正後

特定空家

管理不全空家

管理が不十分な空き家

危険度 高

低

\\ 空き家発生! //



管理不全空家

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま
放置すると倒壊等の
恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

議案第三十七号

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎 圭二

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市営住宅条例（平成九年条例第二十八号）の一部を次のように改める。
別表中央町第三借上住宅の項を削り、同表中

中央町第四借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第五借上住宅	
中央町第六借上住宅	

を

中央町第五借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第六借上住宅	

に改める。

第二条 宇部市営住宅条例の一部を次のように改める。
別表中

中央町第五借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第六借上住宅	

を

中央町第六借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
-----------	--------------

に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表の改正規定（中央町第三借上住宅の項を削る部分を除く。） 令和六年九月一日
- 二 第二条の規定 令和七年一月五日

「説明」

中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅及び中央町第五借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

【第一条関係】

新 旧 対 照 表

別表 (第三条関係)

旧

名称	位置

中央町第 三借上住 宅	宇部市中央町三丁目一四番
中央町第 四借上住 宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第 五借上住 宅	
中央町第 六借上住 宅	

別表 (第三条関係)

新

名称	位置

中央町第 五借上住 宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第 六借上住 宅	

【第二条関係】

旧

別表 (第三条関係)

名称	位置

中央町第 五借上住 宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第 六借上住 宅	

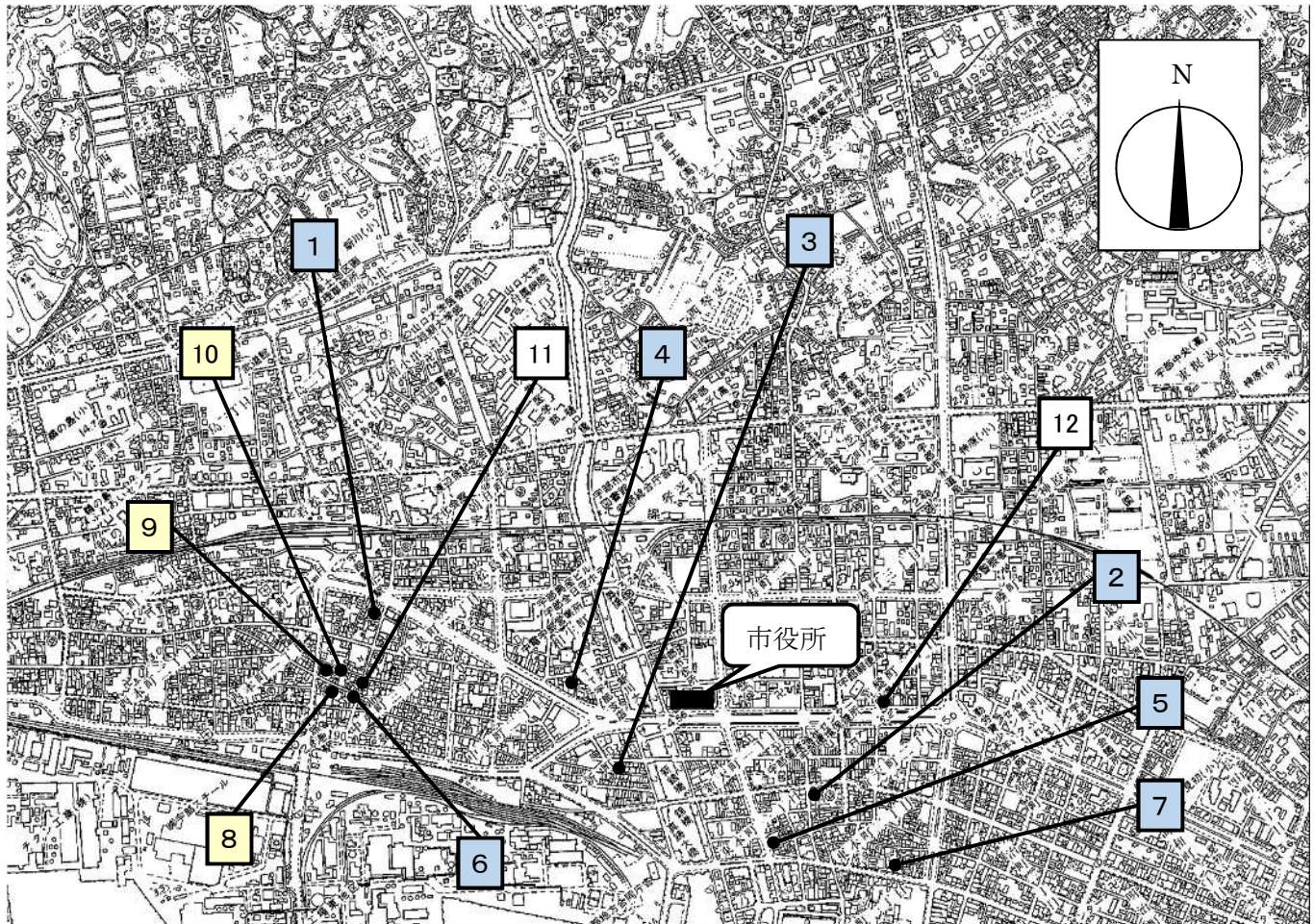
新

別表 (第三条関係)

名称	位置

中央町第 六借上住 宅	宇部市中央町三丁目一三番

宇部市借上型市営住宅一覧



番号	名 称	戸 数	契約期間満了日	備 考
1	中央町借上住宅	12	令和 2 年(2020 年) 3 月 31 日	中央ハイツ
2	東本町借上住宅	30	令和 2 年(2020 年) 3 月 31 日	新天町センターハイツ
3	新町借上住宅	11	令和 2 年(2020 年) 7 月 31 日	ミストラル2000
4	相生町借上住宅	24	令和 3 年(2021 年)10 月 31 日	メゾン相生
5	東本町第二借上住宅	20	令和 4 年(2022 年) 5 月 31 日	アビリティ東本町
6	中央町第二借上住宅	6	令和 5 年(2023 年) 8 月 31 日	中原ビル
7	東本町第三借上住宅	24	令和 5 年(2023 年) 9 月 30 日	レジデンス東本町
8	中央町第三借上住宅	48	令和 6 年(2024 年) 4 月 30 日	アンビエンテ
9	中央町第四借上住宅	6	令和 6 年(2024 年) 8 月 31 日	広島屋ビル
10	中央町第五借上住宅	6	令和 7 年(2025 年) 1 月 4 日	さくらB. D
11	中央町第六借上住宅	6	令和 7 年(2025 年) 5 月 31 日	カーサ合歓
12	常盤町借上住宅	35	令和 7 年(2025 年) 6 月 30 日	Lesta クシペ
計		228		

※ 返還完了したもの 令和6年度に返還予定のもの

議案第 46 号

恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
恩田運動公園	宇部市恩田町四丁目

2 指定管理者の候補者

宇部市体育協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市体育協会

理事長 千葉 泰久

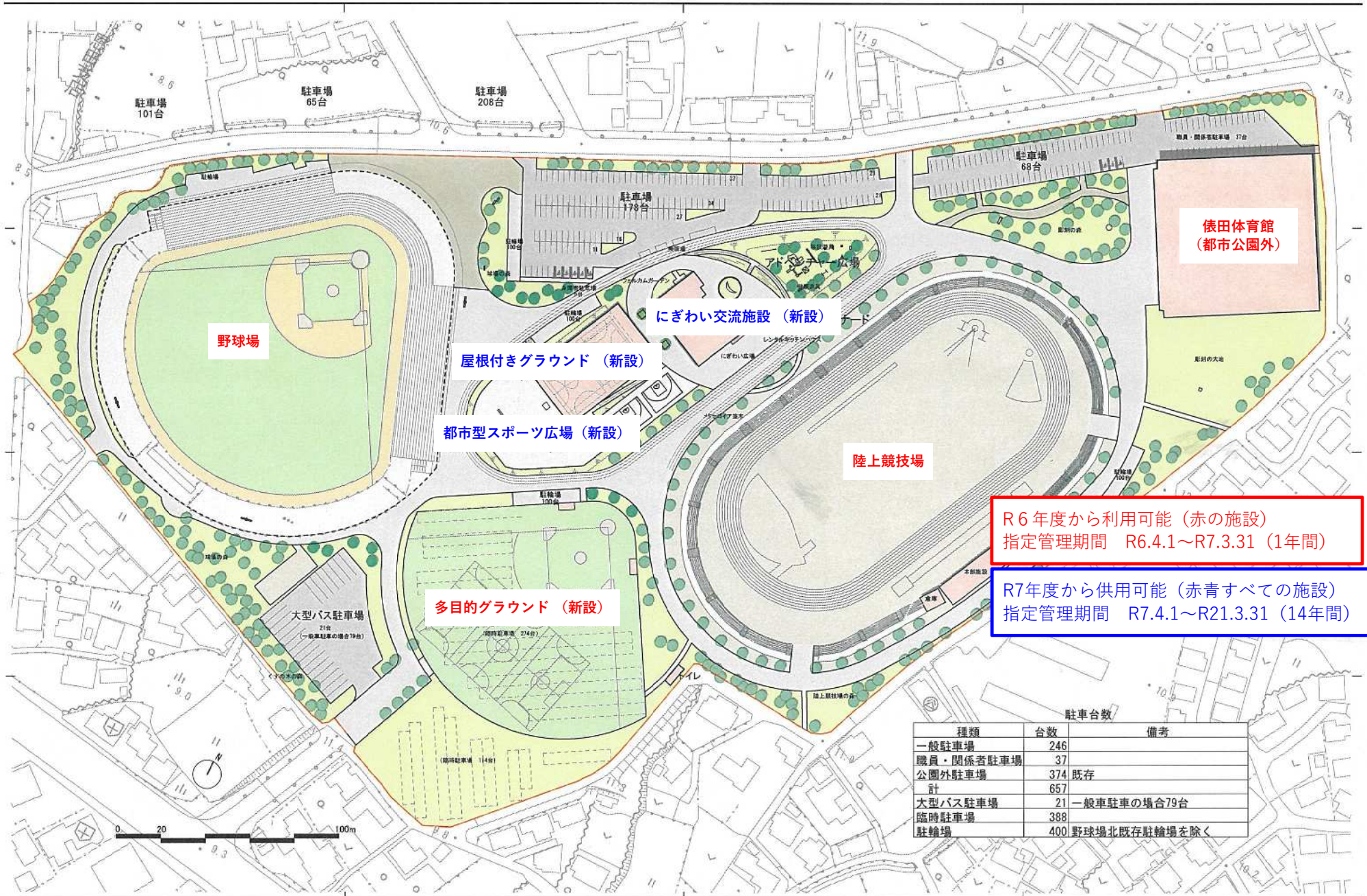
大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水 野 明 人

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



R 6 年度から利用可能 (赤の施設)
指定管理期間 R6.4.1～R7.3.31 (1年間)

R7年度から供用可能 (赤青すべての施設)
指定管理期間 R7.4.1～R21.3.31 (14年間)

種類	台数	備考
一般駐車場	246	
職員・関係者駐車場	37	
公園外駐車場	374	既存
計	657	
大型バス駐車場	21	一般車駐車の場合79台
臨時駐車場	388	
駐輪場	400	野球場北既存駐輪場を除く

特記

Date	2023. 03. 31
Cha.	※※
Dr.	※※

Project	恩田スポーツパーク整備・管理運営業務
	(様式9-4) 全体配置図

Scale	A3:1/1500
No.	参加者番号
	3

議案第三十八号

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（宇部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条 宇部市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

（宇部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 宇部市水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

（宇部市交通事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第七十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市下水道事業の設置等に関する条例(令和三年条例第四十一号)

旧

新

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

)

)

第六条 法第三十四条において準用する地方

第六条 法第三十四条において準用する地方

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百四十三条の二の二第八項の規定により

二百四十三条の二の八第八項の規定により

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責

任の免除について議会の同意を得なければ

任の免除について議会の同意を得なければ

ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償

ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償

額が十万円以上である場合とする。

額が十万円以上である場合とする。

宇部市下水道事業の設置等に関する条例(令和三年条例第四十号)

旧

新

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

)

)

第六条 法第三十四条において準用する地方

第六条 法第三十四条において準用する地方

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百四十三条の二の二第八項の規定により

二百四十三条の二の八第八項の規定により

水道事業の業務に従事する職員の賠償責任

水道事業の業務に従事する職員の賠償責任

の免除について議会の同意を得なければな

の免除について議会の同意を得なければな

らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額

らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額

が十万円以上である場合とする。

が十万円以上である場合とする。

宇部市交通事業の設置等に関する条例(昭和四十一年条例第七十号)

旧

新

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により、交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により、交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

議案第三十九号

宇部市水道条例中一部改正の件

宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号）の一部を次のように改める。
令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第三十四条第二項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十四条

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができ^る。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十四条

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができ^る。ただし、法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更に該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

議案第四十号

宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件

宇部市営旅客自動車運送条例（昭和二十六年条例第八十三号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十八条第一項第六号中「第七十五号」第九条の二を「第七十五号。以下「省令」という。」第四条第二項」に、「道路運送法施行規則第九条の三第一項第二号」を「省令第四条の二第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

第十八条

第十八条

六	前各号の規定にかかわらず、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号） <u>第九条の二</u> に規定する地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号） <u>第六条に規定する協議会（道路運送法施行規則第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）において合意されたときは、その運賃（以下「協議運賃」という。）とする。</u>	六	前各号の規定にかかわらず、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「 <u>省令</u> 」という。） <u>第四条第二項</u> に規定する地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号） <u>第六条に規定する協議会（省令第四条の二第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）において合意されたときは、その運賃（以下「協議運賃」という。）とする。</u>
---	--	---	--

議案第50号

損害賠償の額を定める件

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第70号）第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年9月15日、市内上町のJR宇部新川駅バスロータリー内の横断歩道において発生した路線バスによる人身事故

2 損害賠償の相手方

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

法定代理人（成年後見人）

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の額 一金 42,272,368円也